様式５

申　　立　　書

　　年　　月　　日

公益財団法人愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会組織委員会

事務総長　村手　聡　殿

住　　所

商号又は名称

代表者職氏名

案件名称　　丹銅スクラップ回収・買受業務（単価契約）

（１）　令和6・7年度公益財団法人愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会組織委員会物品の製造等に係る入札参加資格者名簿において「業務（大分類）02.物品の買受」の「営業種目（中分類）01不用品買受」の「取扱内容（小分類）01金属屑」に登載されている者であること。

（２）　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第１項各号及び第2項各号（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当しない者であること。

（３）　会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づく更生手続開始の決定後、(１)に掲げる入札参加資格の登録又は認定を受けている者を除く。）でないこと。

（４）　民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づく再生手続開始の決定後、(１)に掲げる入札参加資格の登録又は認定を受けている者を除く。）でないこと。

（５）　公告の日から落札決定までの期間において、公益財団法人愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会組織委員会から、指名停止の措置を受けていないこと。

（６）　公告の日から落札決定までの期間において、「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成24年6月29日付愛知県知事等・愛知県警察本部長締結）に基づく排除措置を受けていないこと、「愛知県が行う調達契約からの暴力団排除に関する事務取扱要領」に基づく排除措置の期間がない者であること、「名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書」（平成20年1月28日付名古屋市長等・愛知県警察本部長締結）に基づく排除措置を受けていないこと、「名古屋市が行う調達契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱（19財契第103号）」に基づく排除措置の期間がない者であること。

（７）　国税及び地方税を滞納していないこと。

以上のこと及び提出した書類について事実と相違ないことを誓約します。

　　なお、事実と相違している場合は、いかなる不利益な取扱いを受けても異議を申立てません。また、それにより、損害を与えた場合は無条件で賠償します。